

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	舞洲工場2号炉過熱器緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	21,525,000	平成24年7月2日	-	緊急の必要による場合	
2	大野下水処理場汚泥処理設備用一軸偏心ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	8,610,000	平成24年7月4日	-	契約の性質または目的による場合	
3	市岡下水処理場沈砂分離機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	14,175,000	平成24年7月6日	-	契約の性質または目的による場合	
4	舞洲スラッジセンター溶融炉系監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	6,615,000	平成24年7月11日	-	契約の性質または目的による場合	
5	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	11,970,000	平成24年7月12日	-	契約の性質または目的による場合	
6	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	日揮(株)	269,850,000	平成24年7月17日	-	契約の性質または目的による場合	
7	放出下水処理場機械濃縮設備汚泥供給ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	7,560,000	平成24年7月17日	-	契約の性質または目的による場合	
8	大野下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用脱水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	12,043,500	平成24年7月17日	-	契約の性質または目的による場合	
9	住之江下水処理場外9か所計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	14,070,000	平成24年7月18日	-	契約の性質または目的による場合	
10	住之江下水処理場 消化槽加温用温水設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)高尾鉄工所	4,662,000	平成24年7月18日	-	契約の性質または目的による場合	
11	大野下水処理場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	4,515,000	平成24年7月20日	-	契約の性質または目的による場合	
12	津守下水処理場雨水沈砂池流入ゲート用電動開閉機設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	13,650,000	平成24年7月23日	-	契約の性質または目的による場合	
13	森之宮工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	136,185,000	平成24年7月23日	-	契約の性質または目的による場合	
14	南江口第2住宅(1号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	35,700,000	平成24年7月25日	-	契約の性質または目的による場合	
15	放出下水処理場汚泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	3,202,500	平成24年7月25日	-	契約の性質または目的による場合	
16	海老江下水処理場第1反応槽水中機械式曝気装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	阪神動力機械(株)	4,998,000	平成24年7月26日	-	契約の性質または目的による場合	
17	放出下水処理場機械棟No.1ターボプロワ設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	7,749,000	平成24年7月27日	-	契約の性質または目的による場合	
18	平野下水処理場溶融炉汚泥ケーキ受入槽投入切替設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	31,500,000	平成24年7月30日	-	契約の性質または目的による場合	
19	住之江下水処理場消化ガス脱硫設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	6,352,500	平成24年7月30日	-	契約の性質または目的による場合	

20	御崎住宅(5号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	フジテック(株)	8,925,000	平成24年7月31日	-	契約の性質または目的による場合
21	海老江下水処理場沈砂池スクリーンかす脱水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	6,090,000	平成24年7月31日	-	契約の性質または目的による場合
22	放出下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	12,285,000	平成24年8月1日	-	契約の性質または目的による場合
23	舞洲スラッジセンター 汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	376,950,000	平成24年8月1日	-	契約の性質または目的による場合
24	大野浚渫土砂中継基地バケットクレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントメカニクス	10,605,000	平成24年8月2日	-	契約の性質または目的による場合
25	住之江下水処理場No.2送受泥設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	4,725,000	平成24年8月2日	-	契約の性質または目的による場合
26	御幣島住宅(5号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本オーチス・エレベータ(株)	77,385,000	平成24年8月3日	-	契約の性質または目的による場合
27	中之島抽水所外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	メタウォーター(株)	7,665,000	平成24年8月3日	-	契約の性質または目的による場合
28	中浜下水処理場No.1.2消化汚泥熱交換器修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	17,640,000	平成24年8月3日	-	契約の性質または目的による場合
29	海老江下水処理場消化槽投入汚泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	4,620,000	平成24年8月3日	-	契約の性質または目的による場合
30	此花下水処理場計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	2,079,000	平成24年8月3日	-	契約の性質または目的による場合
31	大正工場破碎施設整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	28,140,000	平成24年8月3日	-	契約の性質または目的による場合
32	平野下水処理場消毒室次亜塩素酸ナトリウム貯槽修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	磯村豊水機工(株)	4,935,000	平成24年8月6日	-	契約の性質または目的による場合
33	高速電気軌道第5号線誘導無線電話基地局装置製作据付工事	10:電気通信工事	交通局	(株)日立国際電気	104,947,500	平成24年8月6日	-	契約の性質または目的による場合
34	今福下水処理場外1か所沈砂分離装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	8,295,000	平成24年8月7日	-	契約の性質または目的による場合
35	夢舞大橋開閉システム改良工事	04:電気工事	港湾局	富士古河E&C(株)	236,250,000	平成24年8月8日	-	契約の性質または目的による場合
36	舞洲工場焼却設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	157,500,000	平成24年8月8日	-	契約の性質または目的による場合
37	柴島浄水場水質計器点検整備修繕(その6)外	09B:上下水道施設工事	水道局	荏原実業(株)	37,485,000	平成24年8月9日	-	契約の性質または目的による場合
38	柴島浄水場水質計器点検整備修繕(その5)外	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)ダイケイサービス関西	3,990,000	平成24年8月10日	-	契約の性質または目的による場合
39	住之江抽水所雨水ポンプ用ディーゼル機関排気ガス処理装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ダイハツディーゼル(株)	6,195,000	平成24年8月10日	-	契約の性質または目的による場合
40	鶴見住宅(8号館)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	三菱電機ビルテクノサービス(株)	17,272,500	平成24年8月21日	-	契約の性質または目的による場合

41	庭窪浄水場取送水ポンプ場天井クレーン点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)昭和起重機製作所	3,780,000	平成24年8月21日	-	契約の性質または目的による場合
42	中浜下水処理場東機械棟No.2ターボブロワ設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	11,917,500	平成24年8月21日	-	契約の性質または目的による場合
43	住之江工場灰クレーンバケット整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)日立プラントメカニクス	2,362,500	平成24年8月21日	-	契約の性質または目的による場合
44	総合水運用システム整備に伴う既設設備改造(その3)その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	三菱電機(株)	34,125,000	平成24年8月22日	-	契約の性質または目的による場合
45	弁天抽水所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	23,625,000	平成24年8月23日	-	契約の性質または目的による場合
46	平野下水処理場沈砂池スクリーンかす洗浄脱水設備用かくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	13,230,000	平成24年8月24日	-	契約の性質または目的による場合
47	十八条下水処理場監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	25,410,000	平成24年8月24日	-	契約の性質または目的による場合
48	舞洲スラッジセンター乾燥式汚泥濃度計修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	水ing(株)	2,625,000	平成24年8月24日	-	契約の性質または目的による場合
49	八尾工場2号ボイラ設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	4,357,500	平成24年8月24日	-	緊急の必要による場合
50	海老江下水処理場処理水再利用設備ろ過ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	7,350,000	平成24年8月27日	-	契約の性質または目的による場合
51	東淀工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	77,910,000	平成24年8月27日	-	契約の性質または目的による場合
52	此花下水処理場舞洲送泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	9,607,500	平成24年8月28日	-	契約の性質または目的による場合
53	中浜下水処理場消化ガスエンジン点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	54,810,000	平成24年8月29日	-	契約の性質または目的による場合
54	柴島浄水場高度浄水処理施設送排風機修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)荏原製作所	5,145,000	平成24年8月29日	-	契約の性質または目的による場合
55	今津貯留池吐出弁電動開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	2,467,500	平成24年8月29日	-	契約の性質または目的による場合
56	舞洲工場1号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	7,675,500	平成24年8月29日	-	緊急の必要による場合
57	平野工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	42,420,000	平成24年8月29日	-	契約の性質または目的による場合
58	降雨量観測装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	6,090,000	平成24年8月31日	-	契約の性質または目的による場合
59	城東送水管(太秦緑が丘)1500mm連絡管制水弁修繕工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)クボタ	8,400,000	平成24年8月31日	-	契約の性質または目的による場合
60	此花下水処理場送受泥槽かくはんポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	5,334,000	平成24年9月4日	-	契約の性質または目的による場合
61	平野下水処理場熔融炉汚泥ケーキ投入切替弁用電動開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	3,150,000	平成24年9月6日	-	契約の性質または目的による場合

62	平野下水処理場汚泥処理棟遠心脱水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	34,440,000	平成24年9月6日	-	契約の性質または目的による場合
63	住之江工場有害ガス処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	倉敷紡績(株)	9,691,500	平成24年9月6日	-	契約の性質または目的による場合
64	住之江工場取水設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)電業社機械製作所	47,775,000	平成24年9月6日	-	契約の性質または目的による場合
65	住之江工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	216,300,000	平成24年9月7日	-	契約の性質または目的による場合
66	海老江下水処理場消化槽加温用温水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)ヒラカワ	7,665,000	平成24年9月13日	-	契約の性質または目的による場合
67	柴島浄水場凝集沈でん池スラッジ掻寄機修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	住重環境エンジニアリング(株)	4,462,500	平成24年9月14日	-	契約の性質または目的による場合
68	中部環境事業センター出張所ガス吸収式冷温水機整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	環境局	川重冷熱工業(株)	7,140,000	平成24年9月18日	-	契約の性質または目的による場合
69	今福下水処理場No.1汚泥スクリーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	3,675,000	平成24年9月18日	-	契約の性質または目的による場合
70	西淀工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)日立プラントメカニクス	7,948,500	平成24年9月19日	-	契約の性質または目的による場合
71	放出下水処理場濃縮槽前処理設備沈砂搬出コンベヤ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	7,035,000	平成24年9月20日	-	契約の性質または目的による場合
72	住之江下水処理場第3沈殿池汚泥かき寄せ機用サイクロ減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械精機販売(株)	3,360,000	平成24年9月20日	-	契約の性質または目的による場合
73	東淀工場搬入物検査設備補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	3,780,000	平成24年9月20日	-	契約の性質または目的による場合
74	高速電気軌道第1号線淀屋橋停留場エレベーター設置に伴う冷凍機電気室配電機器製作据付工事	04:電気工事	交通局	(株)明電舎	110,250,000	平成24年9月21日	-	契約の性質または目的による場合
75	海老江下水処理場沈砂池洗浄水排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ラサ商事(株)	4,620,000	平成24年9月24日	-	契約の性質または目的による場合
76	北港加圧ポンプ場他 監視制御設備改良に伴う既設設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	横河電機(株)	65,100,000	平成24年9月25日	-	契約の性質または目的による場合
77	市岡下水処理場ターボブロワ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)電業社機械製作所	10,657,500	平成24年9月25日	-	契約の性質または目的による場合

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号炉過熱器緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

本工事は、現在定期整備中である当該焼却工場の 2 号炉過熱器水管が肉厚測定の結果減肉していることが認められ、当工場の管理基準を下回っており、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の測定結果により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当該焼却工場については定期整備中であり、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、ごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

さらには、昨年度以上に、関西の夏の電力不足から節電の必要性が叫ばれており、大阪市としても更なる節電対策を実施する一方、廃棄物発電による電力を創る取り組みも行っており、夏場のピーク電力が真近に控えるこの時期においては、ボイラー設備の速やかな機能回復は施策を遂行するうえで必要不可欠である。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船株式会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場汚泥処理設備用一軸偏心ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備㈱

3 随意契約理由

今回修繕する汚泥処理設備用一軸偏心ポンプは、下水処理過程で発生する汚泥を各汚泥処理設備へ移送するための設備である。本設備は、前回整備から2年が経過し、回転部の摩耗損傷が著しく、必要な移送量を確保ができず、施設の運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、兵神装備㈱が設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、必要な取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社の兵神装備㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

市岡下水処理場沈砂分離機修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕を行う沈砂分離機は、汚水沈砂池から回収した沈砂を、後段の施設に支障をきたさないように、砂とし渣に分離するための設備であるが、長年の使用により、摩耗、損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、日立機電工業(株)が設計製作したものであるが、日立機電工業(株)は、平成18年4月1日に日立プラント建設(株)と合併し、(株)日立プラントテクノロジーとなっている。

修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6561-0160)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター溶融炉系監視制御設備修繕

2 契約相手方 東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系監視制御設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、汚泥溶融炉設備の日常運転監視制御における高い信頼性を維持するため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、（株）東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては監視制御設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替調整の技術が、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本局へ納入している電気設備の修繕を移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備(受変電設備、計装設備、監視制御設備)は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

受変電設備は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所並びに(株)日立ハイテクトレーディングが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては受変電設備、計装設備及び監視設備としてのシステムが一貫して構築されており、システム構成及び整合性など同社が保有する設計製作図に基づく取替調整の技術が、機能回復及び修繕後の性能の維持と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方

日揮(株)

3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥溶融炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを溶融するための設備であり、汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮(株)において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短時間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場(電話番号06-6757-3309)

随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場機械濃縮設備汚泥供給ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場機械濃縮設備汚泥供給ポンプは、機械濃縮設備へ汚泥を供給するためのポンプであるが、長時間の運転によりロータ等が夾雑物・砂等により磨耗・損傷し、使用に耐えないので修繕するものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計製作したもので、修繕には当該機器の熟知と独自の技術を必要とし取替部品は他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備用脱水機修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす洗浄脱水設備用脱水機は、流入下水中からかき揚げられたゴミ（スクリーンかす）の容量と臭気を減少させるために、洗浄されたゴミを圧搾脱水するための設備である。本設備は、前回整備から10年以上が経過し、軸受け部分の著しい損傷により故障が頻発し、施設の運転に重大な支障をきたしているので、修繕するものである。

本設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、必要な取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江下水処理場外 9 か所計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する計装設備は、住之江下水処理場、平野下水処理場、平野市町抽水所及び南部方面管理事務所管内マンホールポンプ場（7か所）の運転監視に重要な役割を持つ計装設備であるが、老朽化により著しく機能が低下した構成部品が動作不良を生じ、日常の運転監視に支障をきたしており修繕する必要がある。

本設備は横河電機（株）が設計製作したもので、修繕に当たっては計装設備として一貫したループ回路を熟知し、当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施工令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場消化槽加温用温水設備修繕

2 契約の相手方

(株)高尾鉄工所

3 随意契約理由

今回修繕する温水設備は、消化槽を加温するための設備であるが、抽気ポンプ等が磨耗、損傷し性能が著しく低下しているので修繕を行うものである。

本温水設備は、(株)高尾鉄工所が設計製作したもので、抽気ポンプ等の取替に伴う温水設備の燃焼調整等、設備機能の回復ならびに修繕後の性能を維持させるためには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が密接不可分であり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)高尾鉄工所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

大野下水処理場電気設備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する大野下水処理場電気設備は、設置より5年以上経過しており消耗部品等が劣化し著しく機能が低下したため、その構成部品を修繕するものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より製品のアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場雨水沈砂池流入ゲート用電動開閉機設備修繕
- 2 契約の相手方 西部電機㈱
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う雨水沈砂池流入ゲート用電動開閉機設備は、雨水沈砂池流入ゲートを動作するための設備であるが、スイッチ類及び電動機の絶縁抵抗値の低下等により、運転に支障をきたしているため修繕するものである。
本設備は、西部電機㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
以上のことから、本修繕ができる業者は、西部電機㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

随意契約理由書

1 案件名称

森之宮工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部森之宮工場 (電話番号06-6967-3131)

随意契約理由書

1 案件名称

南江口第2住宅(1号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場汚泥ポンプ修繕

2 契約の相手方

古河産機システムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場汚泥ポンプは、汚泥を各設備に移送するためのポンプであるが、長時間の運転によりメカニカルシール等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、古河産機システムズ(株)が設計製作したもので、汚泥ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称 海老江下水処理場 第1反応槽水中機械式曝気装置修繕

2 契約相手方 阪神動力機械(株)

3 随意契約理由

今回修繕する水中機械式曝気装置は第1反応槽の水処理用の設備であるが、長年の使用により各部が摩耗・損傷し、攪拌能力が低下している。そのため、槽内に汚泥が堆積し槽内容積の縮小による処理能力の低下や汚泥腐敗による悪臭、りん除去の能力低下など、放流水の水質基準が満たせないおそれがあるため修繕するものである。

本水中機械式曝気装置は、阪神動力機械(株)が設計製作したものであり、修繕にあたっては、本体シールカセットなどの取替部品について、設備性能を発揮させるための組付精度及び許容値など、取替や調整の技術が必要であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。また、取替部品についても他社では製作していない。以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である阪神動力機械(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-0113)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場 機械棟 No.1 ターボブロワ設備点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回修繕するNo.1ターボブロワ設備は、放出下水処理場の反応槽に空気を圧送し微生物への酸素供給を行い、下水処理場の水処理をするために重要な役割を持つ設備である。日常運転における酸素供給の確保と処理設備としての高い信頼性を維持させるため、点検整備修繕を行うものである。

本設備は(株)電業社機械製作所が設計製作したものであり、軸受などの部品取替については、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、機能の回復及び修繕後の性能の維持と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場溶融炉汚泥ケーキ受入槽投入切替設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕する投入切替設備は、下水処理で発生した汚泥ケーキを溶融炉受入槽へ投入切替するための設備であるが、シートリテーナ等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

本設備は、三菱化工機(株)がシステムとして設計・製作・据付したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含む処理場設備の全体を一つのシステムとして調整をし、システム全体の機能保持や一貫した性能の保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場消化ガス脱硫設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕する脱硫設備は、消化ガス中に含まれる硫化水素の除去設備であるが、長年の使用により、脱硫性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本脱硫設備は、三菱化工機(株)が設計製作したもので、取替品の選定にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替品も他社では製作しておらず、取替にあたっては、当該設備を熟知しており、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

御崎住宅(5号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-9643)

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称 海老江下水処理場 沈砂池スクリーンかす脱水機修繕

2 契 約 相 手 方 ㈱日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす脱水機は、沈砂池の機械スクリーンで除去したスクリーンかすを洗浄後、脱水するための設備であるが、各シリンダー部および油圧ユニットの油漏れが著しいため修繕するものである。スクリーンかすの脱水が出来ず、水分を多量に含んだままのスクリーンかすを搬出した際には、スクリーンかすの搬出車両から汚水が道路上に漏れるため、悪臭が出るなど処理場周辺の市民生活に支障をきたすおそれがある。

本スクリーンかす脱水機は、㈱日立プラントテクノロジーが設計製作したもので、修繕にあたっては、プレスプレートの圧力や開閉の速度調整など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、アフターサービスを移管されている㈱日立プラントサービスのみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備修繕

2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備は、スクリーンかすを攪拌洗浄し、スクリーンかす貯留ホッパーへ搬出する設備であるが、長年の使用により、損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、アフターサービスを移管されたクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体
- 3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

- 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

- 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 修繕名称

大野浚渫土砂中継基地バケットクレーン設備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

本修繕は、大野浚渫土砂中継基地に設置されているバケットクレーンが長時間の使用により各部の損傷が著しいので、修繕するとともに各部の整備調整、荷重試験を行うものである。

本設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計・製作したものであるが、天井クレーン設備に関わるアフターサービス業務が平成 24 年 6 月 1 日に(株)日立プラントテクノロジーから(株)日立プラントメカニクスに移管されている。

本設備の機能を発揮させるための組付け精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービス業務を移管されている(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 管理部設備課設備管理担当 (電話番号 6 6 1 5 - 7 1 7 4)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場No.2 送受泥設備修繕

2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕する No.2 送受泥設備は、津守下水処理場及び平野下水処理場へ消化汚泥を送泥及び受泥するための設備であるが、No.2 送受泥槽に設置している散気装置等が、磨耗、損傷し、散気及び攪拌が行えないので修繕を行うものである。

本送受泥設備は、日立プラント建設(株)が設計製作したもので、散気装置のディスク等の取替に伴う据付調整等、設備機能の回復ならびに修繕後の性能を維持させるためには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が密接不可分であり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は日立プラント建設(株)からアフターサービスを移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

御幣島住宅(5号館)外昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1. 案件名称

中之島抽水所外1か所電気設備修繕

2. 契約の相手方

メタウォーター(株)

3. 随意契約理由書

今回修繕する中之島抽水所外1か所の電気設備は、設置より10年以上経過した中之島抽水所5号ポンプVVVF盤の耐圧インバータ装置等及び大野下水処理場無停電電源装置の消耗部品等が劣化し、著しく機能が低下したため修繕するものである。

本設備は、メタウォーター(株)が設計製作したもので中之島抽水所5号ポンプVVVF盤の耐圧インバータ装置等及び大野下水処理場無停電電源装置の修繕にあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのはメタウォーター(株)のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 No.1, 2 消化汚泥熱交換器修繕

2 契約相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

中浜下水処理場では汚泥の嫌気性消化を行い、発生する消化ガスを汚泥の加温に利用するとともにガス発電機の燃料として活用している。

今回、修繕を行うNo.1, 2 消化汚泥熱交換器は、消化槽内で汚泥を高温に保つため、消化槽に投入する汚泥を温水器で加温した温水と熱交換する設備であるが、前年度、全台開放点検を行い、No.1, 2 消化汚泥熱交換器に汚泥に含まれる砂や夾雑物等による著しい磨耗損傷が確認され、汚泥の漏洩を未然に防ぐため修繕するものである。

汚泥加温ができなくなると、汚泥消化ができず中浜下水処理場の汚泥処理が不可能となるとともに、消化ガスの有効利用ができなくなるため消化ガス発電機設備が運転できなくなり、中浜下水処理場の電力料金が増大することになる。

業者選定については、三菱化工機(株)がプラント設備として設計製作したもので、中浜下水処理場の汚泥処理施設を熟知し、また今回修繕を行う汚泥熱交換器は、プラント設備を発揮するための各機器間の調整、プラント機能の維持・継続・評価と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 消化槽投入汚泥ポンプ修繕

2 契約相手方 兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕の消化槽投入汚泥用一軸偏心式ポンプは、水処理槽から引き抜いた沈殿汚泥を消化槽へ送るためのポンプであり、長年の使用により各部が摩耗・損傷し運転能力が著しく低下している。そのため、消化槽へ汚泥投入できなくなると水処理槽内の汚泥を引き抜く事ができず、汚泥が堆積し、汚泥腐敗によって放流水の水質基準がみたせないおそれがあるので修繕するものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計製作したものであり、本体ステーター、ローターなどの取替部品について、設備性能を発揮させるための組付精度及び許容値など、取替や調整の技術が必要であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。また、取替部品についても他社では製作していない。以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である兵神装備(株)のみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-0113)

随意契約理由書

1 修繕名称

此花下水処理場 計装設備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する此花下水処理場計装設備は、MLSS計及びDO計が設置後8年以上経過しており消耗部品等の機能が著しく低下してきたため修繕するものである。

本設備は、横河電機（株）が設計製作したもので部品取替にあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、当該設備に係る図面・手順書等の情報は製作会社固有の技術的財産であるため公開されていないことに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社よりアフターサービス業務を移管された向洋電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 （電話番号06-6462-1519）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場破碎施設整備工事

2 契約相手方

(株)タクマ

3 随意契約理由

当該破碎施設は、プラントメーカーである(株)タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

整備工事については、破碎設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設の本設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場破碎施設 (電話番号06-6555-2096)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場消毒室次亜塩素酸ナトリウム貯槽修繕

2 契約の相手方

磯村豊水機工（株）

3 随意契約理由

今回修繕する次亜塩素酸ナトリウム貯槽は、平野下水処理場で処理した放流水の消毒用に次亜塩素酸ナトリウムを注入するための設備であるが、貯槽本体より次亜塩素酸ナトリウムが漏洩しているため修繕を行うものである。

今回修繕する次亜塩素酸ナトリウム貯槽は、磯村豊水機工（株）が設計製作したもので、漏洩箇所の修繕には、同社が保有する設計製作図に基づき製作会社独自の技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は磯村豊水機工（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第5号線誘導無線電話基地局装置製作据付工事

2 契約の相手方

(株) 日立国際電気

3 随意契約理由

本工事は、高速電気軌道第5号線誘導無線電話基地局装置の老朽化に伴い、列車無線電話装置の製作据付工事を行うものである。本装置は、列車と運転指令間で緊急情報や安全確認等の通話を伝達し、安全を確保するためのもので、列車の安全輸送に欠くことのできない重要な保安通信設備である。そのため故障時には即営業支障となり社会的影響が大きい。

そのシステムは、指令所操作盤、I F装置、遠隔制御装置、基地局装置により構成されており、前述した通話などの音声情報や、非常時における列車緊急停止のために必要な電車線停電信号の送受信を行っている。

既設機器は、(株)日立国際電気独自の設計技術で製作据付されており、そのシステムは他社に公開しておらず、製作者しか知り得ないものである。今回その一部である基地局装置の製作据付を行うにあたっては、設計から機器据付、調整まで一貫した管理体制で行う必要があり、システム全体が正常に機能することを保証しつつ、障害が発生した際の迅速な対応が求められることから、上記の要件を満たす唯一の業者である(株)日立国際電気と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課 (電話番号 06-6585-6544)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場外1か所沈砂分離装置修繕

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する沈砂分離装置は、今福下水処理場と中浜下水処理場で沈殿池汚泥を汚泥と砂に分離し、分離した砂を搬出するための設備であるが、今福下水処理場では沈砂搬出コンベヤ部がスクリー軸の磨耗損傷により漏水し、また今福下水処理場と中浜下水処理場の液体サイクロン部がコーンセクションゴムライナー等の磨耗損傷により、汚泥と砂の分離ができず、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備はJFEエンジニアリング(株)が設計製作したもので、各種ゴムライナーやフィードシム等の取付けには、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の総合的な技術ならびに蓄積された技術経験を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

夢舞大橋開閉システム改良工事

2 契約の相手方

富士古河 E&C 株式会社

3 随意契約理由

本工事は、平成 9 年度から平成 12 年度にかけて川崎重工業株式会社・日立造船株式会社 JV が製作・据付を行った夢舞大橋の開閉設備のうち、富士古河 E & C 株式会社（旧富士電機工事株式会社）が構築した開閉制御システムの改良を行うものである。

開閉設備の開閉方式のノウハウを有している川崎重工業株式会社は、橋梁・水門事業から撤退したことに伴い、開閉設備に関する一切の事業を川重ファシリテック株式会社へ譲渡した。さらに、川重ファシリテック株式会社は開閉設備に関する事業のうち電気設備及び開閉制御システムに関する事業を、富士古河 E & C 株式会社へ事業譲渡した。

開閉制御システムは夢舞大橋専用開発されたもので、非常に専門性が高く特殊な内容であり、既存システムを熟知していなければ施工する事が困難であり、本工事により改良された開閉制御システムは機械設備及び電気設備を含む開閉設備と一体となって機能を発揮するものである。

以上の事より、現状の開閉制御システムの改良を行い、工事後の一貫した責任と性能について保証を持たせることのできる業者は、富士古河 E&C 株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(電気) (電話番号 06 - 6615 - 7814)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事（その2）

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 水質計器点検整備修繕（その6）外

2 契約の相手方

荏原実業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場に設置している水質計器（溶存オゾン濃度計及びオゾン濃度計）の修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とし、また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は荏原実業(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場 水質計器点検整備修繕（その5）外

2 契約の相手方

(株) デイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本修繕は、各浄水場に設置している水質計器（UV計他）の修繕を実施し、機能維持を図るものである。

当該水質計器は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該水質計器の点検整備修繕は東亜ディーケーケー（株）から（株）デイケイケイサービス関西に移管されていることから、本修繕ができる業者は（株）デイケイケイサービス関西のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江抽水所雨水ポンプ用ディーゼル機関排気ガス処理装置修繕

2 契約の相手方

ダイハツディーゼル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、住之江抽水所のポンプ棟に設置しているディーゼル機関排気ガス処理装置のフィルターが、目詰まりを起こし、性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本排気ガス処理装置は、ダイハツディーゼル(株)が設計製作したもので、部品の取替えや、据付調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はダイハツディーゼル(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見住宅(8号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知した製造者である三菱電機(株)から、昇降機の設置工事・保守サービス業務全般・修理業務全般を移管された、三菱電機ビルテクノサービス(株)が唯一施工可能である。よって、三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課(保全整備グループ)(電話番号 06-6208-9643)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 取送水ポンプ場天井クレーン点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)昭和起重機製作所

3 随意契約理由

本点検整備修繕は、大阪市水道局庭窪浄水場内、取送水ポンプ場に設置している天井クレーン巻上機械制動機の修繕を実施し、機能の維持及び信頼性の向上を図るものであります。

当該設備は、(株)昭和起重機製作所が独自に設計製作したものであり、修繕による機器の動作確認や機能保障を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要であり、また本点検整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があります。

よって、本点検整備修繕ができる業者は、(株)昭和起重機製作所のみです。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜下水処理場 東機械棟 No.2 ターボブロワ設備点検整備修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕するNo. 2ターボブロワ設備は、中浜下水処理場の反応槽に空気を圧送し微生物への酸素供給を行い、下水処理場の水処理をするために重要な役割を持つ設備である。日常運転における酸素供給の確保と処理設備としての高い信頼性を維持させるため、点検整備修繕を行うものである。

本設備は(株)荏原製作所が設計製作したものであり、軸受などの部品取替については、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。また、機能の回復及び修繕後の性能の維持と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場灰クレーンバケット整備工事

2 契約相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

住之江工場クレーン設備は、(株) 日立プラントメカニクスが独自の技術により設計・製作・施工した設備である。

本工事を行うにあたっては、クレーンの特質を理論的、経験的に十分把握している必要があり、装置全体の構造及び性能並びに工事方法に精通した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場のクレーン設備を施工した会社以外は、当該工場のクレーン設備に対する技術面の対応が不可能であること、かつ整備後の設備全体の性能、作動状態等について、保証することができないため、本工事に一貫して責任を持たせることが出来る業者は(株) 日立プラントメカニクスだけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

総合水運用システム整備に伴う既設設備改造（その3）その他工事

2 契約の相手方

三菱電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、総合水運用システム整備等に伴う既設配水遠隔監視測定設備の改造他を行うものである。

既設配水遠隔監視測定設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である上記業者以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことができない。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を実施できる業者は三菱電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5543）

随意契約理由書

1 修繕名称

弁天抽水所電気設備修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する動力設備、監視制御設備、計装設備及び ITV 設備は、抽水所の運転に重要な役割を持つ設備であるが、老朽化により著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

動力設備及び監視制御設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立メテクリュージョンズ、ITV 設備は(株)日立国際電気が設計製作したもので修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場沈砂池スクリーンかす洗浄脱水設備用かくはん機修繕

2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕するかくはん機は、沈砂池より移送されるスクリーンかすをかくはんする設備であるが、軸及び軸受、プーリー等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

今回修繕するかくはん機は、(株)クボタが設計製作したもので、部品の取替えにあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)クボタより保守点検整備業務を移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

十八条下水処理場監視制御設備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

3 随意契約理由

今回修繕する十八条下水処理場監視制御設備は、処理場内のポンプ施設・水処理施設を運転監視するための設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を修繕する必要がある。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので部品の取替えにあたっては、電気設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕をできる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (6462-1519)

随意契約理由書

- 1 修繕名称： 舞洲スラッジセンター乾燥式汚泥濃度計修繕
- 2 契約相手方： 水ing (株)
- 3 随意契約理由： 今回修繕する乾燥式汚泥濃度計は、舞洲スラッジセンター脱水系設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、汚泥濃度計としての高い信頼性を維持させるため修繕するものである。

本装置は、(株)荏原製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、濃度計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)荏原製作所の事業継承会社である水ing (株)のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 2 号ボイラ設備緊急補修工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラ設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要のため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理設備であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障をきたすことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われていることから、可及的速やかに補修を行わなければごみピットが限界を超えることが予測されるため、今回の炉停止がごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、三菱重工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。

本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であるため、本施設を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL: 072-923-4226)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 処理水再利用設備ろ過ポンプ外修繕

2 契約相手方 クボタ機工(株)

3 随意契約理由

今回修復する処理水再利用設備ろ過ポンプ及び処理水移送ポンプは、海老江下水処理場の2次処理水を利用する目的で、砂ろ過を行い場内各施設へ送水するための設備であるが、ライナリング及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したライナリングのすき間が広がり砂ろ過水を送水することができず、再利用水が使用できなくなった際には、工水に切り替える必要があり、膨大な経費がかかることになる。

本ポンプは、(株)クボタが設計製作したもので、修繕にあたっては、軸受の組付精度や羽根車とライナリングとのクリアランスの許容値など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、取替部品も他社では製造していない。また、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、メンテナンスを移管されているクボタ機工(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

此花下水処理場舞洲送泥ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備株式会社

3 随意契約理由

今回修繕する送泥ポンプは、下水処理過程で発生する汚泥を、舞洲スラッジセンターへ移送するための設備であるが、前回整備から3年が経過し回転部の摩耗損傷が著しく、必要な移送量を確保ができず、施設の運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、兵神装備株式会社が設計製作したものであり、今回修繕を行うローター・ステーターなどの取替にあたっては、組付精度及び許容値など同社が保有する取替調整の技術を必要とし、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させるものである。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社の兵神装備株式会社である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 消化ガスエンジン点検整備修繕

2 契約相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回、修繕を行う消化ガスエンジンは、中浜下水処理場にて発生する消化ガスを利用する発電設備で、その発電した電力は中浜下水処理場で使用している。本修繕は運転時の高い信頼性を維持させるため、消耗品並びに損傷部品の取替、各部の調整を行うものである。

本設備は、WAUKESHA ENGINE DRESSER INC.が設計製作したもので、エンジン各部の分解・組立及び調整には製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、さらに、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことより、本修繕ができる業者は、製作会社の日本国内における唯一の代理店であるJFEエンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場高度浄水処理施設送排風機修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場高度浄水処理施設に設置している送排風機の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該送排風機は、(株)荏原製作所が設計、製作したものであり、修繕による運転確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株)荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

随意契約理由書

1 修繕名称

今津貯留池吐出弁電動開閉機修繕

2 契約相手方

西部電機(株)

3 随意契約理由

今回、修繕する吐出弁電動開閉機は貯留水送水ポンプの自動運転及び送水の切替に必要な吐出弁の開閉動作を行うものであるが、長年の使用により各部が損傷し運転に支障を来しているため、修繕するものである。

本設備は、西部電機(株)が設計製作したもので、今回、修繕を行うリミットスイッチギヤユニット等の部品は他社では製作しておらず、その組付精度や許容値など、同社が保有する取替や調整の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である西部電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 1号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラー設備の水管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われている。可及的速やかに補修を行い、1号炉の運転を再開しなければ、ごみピットが限界を超えることが予測されるため、ごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船株式会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、JFEエンジニアリング（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はJFEエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

降雨量観測装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回定期部品交換を行う降雨量観測装置は、雨水排水を効率的にできるよう降雨情報設備の主要機器である降雨量を観測するためのレーダ装置として設置したものである。

雨水排水を適切に実施するには、降雨状況を確実に監視する必要があるが降雨量観測装置の高い信頼性を維持するために定期的な部品交換を行うものである。

本設備は、三菱電機（株）が設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の取替及び動作試験調整などを行い、設備の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 設備課 設備管理担当 (電話番号06-6615-7179)

随意契約理由書

1 案件名称
城東送水管（太秦緑が丘）1500mm 連絡管 制水弁修繕工事

2 契約の相手方
（株）クボタ

3 随意契約理由

本工事は、送水管（城東送水管 1500mm 連絡管）に設置している制水弁で確認されている不具合（操作不能）について、機器の製作及び交換作業、機器調整を行い制水弁が正常に操作できるようにするものである。

当該制水弁は上記業者が製造したものであり、修繕工事には当該設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術による機器の製作が必要であり、上記業者以外により適切に製作できない。また、当該機器の取替作業についても同様の専門の知識と技術を必要とする。

既設部分と当該工事で施工する部分は、一体となって機能を発揮する関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあり、機能保障が受けられなくなる。

以上のことから、上記業者が本工事を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

此花下水処理場送受泥槽かくはんポンプ修繕

2 契約の相手方

古河産機システムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕するかくはんポンプは、此花下水処理場送受泥槽内の汚泥を均質化するための設備であるが、長期の運転により、各部の磨耗、腐食損傷が著しく、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、古河産機システムズ(株)が設計製作したもので、メカニカルシールの組付精度やシール水の注入位置や羽根車とケーシングライナのクリアランスの許容値など、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させるものである。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社の古河産機システムズ(株)である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場熔融炉汚泥ケーキ投入切替弁用電動開閉機修繕

2 契約の相手方

西部電機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する電動開閉機は、下水処理で発生した汚泥ケーキを熔融炉受入槽へ投入切替する弁を開閉するための設備であるが、トルクスイッチユニット等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

今回修繕する電動開閉機は、西部電機（株）が設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も製作会社でしか製作していないものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は西部電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野下水処理場汚泥処理棟遠心脱水機修繕

2 契約の相手方

巴工業（株）

3 随意契約理由

今回修繕する遠心脱水機は、平野下水処理場の汚泥を脱水するための設備であるが、汚泥中の夾雑物や砂等により内胴のコンベヤタイル外が摩耗損傷しているため、各部位の取替や分解点検整備修繕を行うとともに、労働安全衛生法に基づいて年次点検整備を行うものである。

本設備は、巴工業（株）が設計製作したもので、部品の取替や組立調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、内胴等の取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場有害ガス処理設備整備工事

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場取水設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

当工場の取水設備は、(株) 電業社機械製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の取水設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の取水設備の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉やろ過式集じん器など設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 消化槽加温用温水機修繕

2 契 約 相 手 方 (株)ヒラカワ

3 随意契約理由

今回修繕する消化槽加温用温水機は、消化槽で発生した消化ガスを温水機に供給し、加温用熱源としての温水を発生させ、汚泥中の有機物を消化槽内で分解、安定化させるために必要となる設備であるが、運転時に生成される燃焼化合物が炉内及び煙管内に付着し、効率が著しく低下しており、消化槽加温用温水機が運転出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が停止するおそれがある。

本設備は(株)ヒラカワが設計製作したもので、修繕にあたっては消化ガスと空気の比率調整等、製作会社の保有する調整技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)ヒラカワのみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場凝集沈でん池スラッジ掻寄機修繕

2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場第4凝集沈でん池2号に設置しているスラッジ掻寄機の修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該スラッジ掻寄機は、住友重機械工業(株)が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、スラッジ掻寄機の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。住友重機械工業(株)は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント(株)に継承されており、本修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント(株)より修繕業務を移管されている住重環境エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所ガス吸収式冷温水機整備工事

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株)

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているガス吸収式冷温水機は川重冷熱工業(株)が独自の技術により製造したものであり、本工事で行う制御装置や燃焼装置の整備については、当該ガス吸収式冷温水機が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該ガス吸収式冷温水機を製造した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備工事後の当該ガス吸収式冷温水機の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は川重冷熱工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 修繕名称

今福下水処理場 No.1 汚泥スクリーン設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

本修繕は、今福下水処理場送泥前処理施設の No.1 汚泥スクリーン設備が、長時間の運転で各部の摩耗損傷が著しく、運転不能となっているため、送泥前処理施設の運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)が設計製作したものであり、汚泥スクリーン設備の部品取替について、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値ならびに部品が他社では製作していない。また、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である、三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

当工場のクレーン設備荷重計は、(株) 日立プラントメカニクスが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

今回整備を行なう灰クレーンの荷重計は、クレーン設備の一構成装置であるので、整備にあたっては、クレーン設備を設計・施工した会社以外では整備技術の対応が不可能であり、既存設備と密接不可分の関係から、既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがある。

また、整備後の灰クレーン設備及び荷重装置の性能・作動状態等について保証することが出来ないことから本整備工事に対して一貫して責任を持たせることが出来る業者は(株) 日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

放出下水処理場濃縮槽前処理設備沈砂搬出コンベヤ修繕

2 契約の相手方

JFE エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場濃縮槽前処理設備沈砂搬出コンベヤは、汚泥に含まれる砂分を分離した後、砂を貯留ホッパまで移送するためのコンベヤであるが、長時間の運転により軸等が摩耗損傷し砂分を除去できないため、送泥運転や汚泥処理運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は、JFE エンジニアリング (株) が設計製作したもので、沈砂搬出コンベヤの組立調整について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場第3沈殿池汚泥かき寄せ機用サイクロ減速機修繕

2 契約の相手方

住友重機械精機販売(株)

3 随意契約理由

今回修繕を行うサイクロ減速機は、住之江下水処理場の第3沈殿池汚泥かき寄せ機用の駆動装置であるが、回転部分が磨耗、損傷し性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本設備は、住友重機械工業(株)が設計製作したもので、修繕時の分解、組付、調整には、製作会社独自の技術を必要とし、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕を行える業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている住友重機械精機販売(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場搬入物検査設備補修工事

2 契約相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本工事は、搬入ごみの展開検査を実施する際に使用する搬入物検査設備に故障が発生したため、補修を行うものである。

当工場の搬入物検査設備は(株)タクマが独自の技術により一括責任で設計・施工したものであり、本工事については、搬入物検査設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の本設備を設計・製作・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の搬入物検査設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局東淀工場 (電話番号06-6327-4541)

随意契約理由書

1 工事名称

高速電気軌道第1号線 淀屋橋停留場エレベーター設置に伴う

冷凍機電気室配電機器製作据付工事

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

本工事は、淀屋橋冷房制御装置の一部である冷凍機盤及び冷房用コントロールセンター盤並びに電源盤の仮設及び製作据付を行うものである。

これら新設設備を冷房制御装置に接続し稼働させるためには、既設設備の改造・各種調整・確認試験が必須である。

既設の冷房制御装置は(株)明電舎製で、メーカー独自の技術で設計製作されたものである。

本工事の施工にあたっては、設備を熟知し、既設設備との整合が必要となり、システム全体を速やかに正常に機能させる製作据付業者独自の技術が必要となる。

よって、上記の要件を満たす唯一の業者である(株)明電舎と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課 (電話番号 06-6585-6565)

随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 沈砂池洗浄水排水ポンプ修繕

2 契約相手方 ラサ商事(株)

3 随意契約理由

今回修繕する沈砂池洗浄水排水ポンプは、海老江下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備で捕捉出来なかったスクリーンかすを沈砂池に排水するための設備であるが、メカニカルシール及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したメカニカルシールから汚水が浸入し、洗浄水排水ポンプを運転する事が出来なかった際には、洗浄水排水ポンプ井内よりスクリーンかすと汚水が溢水するため、悪臭が出るなど処理場周辺の市民生活に支障をきたす恐れがある。

本設備は大平洋機工(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度や羽根車とサクシヨンライナーとのクリアランスの許容値等、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社からアフターサービスを移管されているラサ商事(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

北港加圧ポンプ場他 監視制御設備改良に伴う既設設備改造その他工事

2 契約の相手方

横河電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、北港加圧ポンプ場他の監視制御設備改良に伴う既設監視制御設備の改造を行うものである。

既設監視制御設備は、横河電機（株）が独自に設計、製作したソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である上記業者以外ではソフトウェアの改造を行うことができない。また、改造後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を実施できる業者は横河電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 修繕名称

市岡下水処理場ターボブロワ設備修繕

2 契約の相手方

(株)電業社機械製作所

3 随意契約理由

今回、修繕するターボブロワ設備は、反応槽へ空気を送気するための設備であるが、長年の運転により、回転部分等が摩耗、損傷し、性能が低下しているため修繕するものである。

ターボブロワ設備は、(株)電業社機械製作所が設計制作したもので、修繕には制作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術が必要とし、主要取替部品も他社では制作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は制作会社である(株)電業社機械製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)